

琵琶湖の地で考える環境問題 (不定期連載)

1977年当時の琵琶湖は、家庭用合成洗剤に含まれるリンによって著しく水質が悪化していました。健康や環境などに悪影響を及ぼす問題に対し、滋賀県民は立ち上がり「せっけん運動」を展開しました。このうねりは行政を動かし、80年7月1日に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」が施行。翌年、1周年記念として「びわ湖の日」が制定されました。

それから40年を経て、滋賀県では琵琶湖版SDGsのマザーレイクゴールズ (MLGs) が進められています。「2030年の琵琶湖と琵琶湖に根ざす暮らしに向けた13のゴール」は①清らかさを感じる水に②豊かな魚介類を取り戻そう③多様な生き物を守ろう④水辺も湖底も美しく⑤恵み豊かな

水源の森を守ろう⑥森川里湖海のつながりを健全に⑦びわ湖のためにも、温室効果ガスの排出を減らそう⑧気候変動や自然災害に強い暮らしに⑨生業・産業に地域の資源を活かそう⑩地元も流域も学びの場に⑪びわ湖を楽しみ、愛する人を増やそう⑫水とつながる祈りと暮らしを次世代に⑬つながりあって目標を達成しよう——が設定されています。

京阪神の“水がめ”としての琵琶湖を思うとき、SDGsよりMLGsの方がずっと身近に感じられるのは関西人のせいでしょうか。『消費者情報』Web版では、「13のゴール」への歩み取材し、琵琶湖の地で環境問題を考え、そして伝えていきたいと思います。

トラック輸送の「標準的な運賃」へのご理解、ご協力についてのお願い

トラック運送業においては、運転者の労働環境は全産業平均よりも年間労働時間が約2割長く、年間所得額が約1～2割低い状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、平成30年12月、貨物自動車運送事業法の改正により「標準的な運賃の告示制度」が設けられ、令和2年4月24日に告示されました。この制度は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃を示したものです。

現在、荷主企業の皆様に周知をしているところですが、消費者の皆様におかれましても、持続可能な物流を実現するため、「標準的な運賃」へのご理解、ご協力をお願いいたします。

■標準的な運賃

<https://www.truck.or.jp/files/libs/3374/202103160901316746.pdf>

■お問い合わせ先

近畿運輸局自動車交通部貨物課 TEL 06-6949-6447 (直通)

荷主企業の皆さまへ **ご理解・ご協力が必要不可欠です!!**

がんばるトラックドライバーに 少しでも力を貸してください!

新型コロナウイルスの脅威は、今も続いています。
2度の「緊急事態宣言」の発令や、さらには変異型ウイルスが広がりを見せるなど、依然として終息の見えない状況です。このような状況下でも、トラック輸送はわが国のライフラインの一つとして、国民生活と経済活動を支えるために走り続けています。
トラックドライバーもまた、エッセンシャルワーカーとしての誇りを胸に、昼も夜も、雨の日も雪の日も頑張っていますが、少子高齢化や厳しい労働環境により、慢性的に不足しています。
こうした状況を打開するため、国土交通省では貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示しました。

「標準的な運賃」は、働き方改革に対応した労働環境を整えることでドライバー不足を解消し、継続して安定した輸送力を確保するために必要な運賃を国が示したものです。

トラックが、これからも暮らしと経済を守るためには
この「標準的な運賃」が必要です

コロナ禍の中で、荷主企業の皆さまも大変な思いをされていると思いますが、どうぞトラックドライバーに少しでも力を貸してください。
心からお願いいたします。

ご協力よろしく
お願いします!!

国土交通省 近畿運輸局 一般社団法人 近畿トラック協会